

## 平成30年度の小牧市社会福祉協議会重点事業について

昨年度からスタートした第3次小牧市地域福祉計画・地域福祉活動計画(計画期間 平成29年度から平成33年度)の「あなたが主役 助け合いの輪でつながるまち こまき」という基本理念のもと、希薄化する地域社会に人と人のつながりを結び、誰も孤立させることのない支え合いのまちづくりを進めていきます。

福祉は一部の限られた人のものではなく、だれもが福祉の担い手であり、受け手となります。地域住民みんなが支え合って共に生きるという共通の認識をもち、支え合い、助け合いの精神に基づいた「地域共生社会」の仕組みを築き、地域の福祉力を高め、すべての住民が地域で安心して暮らせるまちづくりのために、次の3つの事業を重点的に取り組んでいきます。

### ① 地域支え合い推進事業の推進

小牧市と一体となって事業を進めていく第3次小牧市地域福祉計画・地域福祉活動計画も2年目に入り、地域支え合い推進員が取り組む小地域での福祉活動もより具体的に進めてまいります。

特にふくし座談会では、地域の皆様からそれぞれの地域ごとに福祉課題が明確にされてきており、地域支え合い推進員が区などへ出向き、その課題解決に向けて取り組みを行います。

具体的にはそれぞれの地域の課題に応じて、地域内のつながりをつくる居場所づくりや、日常的な住民相互の見守りや生活支援活動、認知症理解のための勉強会や仕組みづくりなどの住民活動を支援し、5年後、10年後も皆様が住み慣れたまちで暮らし続けることができることをめざします。

### ② ふれあい・いきいきサロン事業の拡大・充実

小牧市でも少子高齢化は着実に進んでおり、当会においても平成27年度からふれあい・いきいきサロンの拡大を重点事業において取り組んできました。

地域のボランティアの皆様のご支援・ご協力により、ふれあい・いきいきサロンは現在市内に62ヶ所となり、身近な地域で顔見知りをつくることができ、楽しみや活力を見出すことのできる一人ひとりの居場所となっています。

今後は、この活動をさらに広げるとともに、専門職を派遣して地域の方々の困りごと相談を受けたり、健康増進や認知症予防に取り組める地域の拠点の一つとして内容の充実が図れるよう支援してまいります。

### ③災害時に備えた支援体制の確立

昨今、広域的な自然災害が全国各地で発生し、これまで以上に大規模災害への対応が求められる中、当社協内においても職員個々の役割・体制を明確にし、災害時において円滑かつ迅速に行動できるよう支援体制の確立をめざします。

また、当ふれあいセンターを拠点とした災害ボランティア支援センター立上げ訓練も各関係機関・団体の協力のもと引き続き実施するとともに、新たに避難行動支援者台帳を活用した各地域での災害時避難訓練にも参加しながら、災害時に備えた要支援者対策にも取り組んでまいります。

# 平成30年度社会福祉法人小牧市社会福祉協議会事業計画(案)

## 基本理念

あなたが主役 助け合いの輪でつながるまち こまき

## 事業目的

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり

## 主要事業

1. 第3次小牧市地域福祉活動計画の推進
2. 思いやりと支え合いの仕組みづくり
3. ボランティア活動の振興
4. 在宅福祉サービス機能の充実拡大
5. 法人の健全運営と組織の充実整備
6. 福祉・保健・医療等との連携推進

## 1 第3次小牧市地域福祉活動計画の推進

地域の新たなつながり、支え合いの仕組みをつくり、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

### (1) 福祉教育を通じた人材育成の充実

- ①市内の学校で「福祉実践教室」の開催、総合的な学習の時間への協力
- ②中学生及び高校生福祉体験学習事業の実施と体験文集の作成
- ③ジュニア奉仕団卒団生による「ココボラ」活動の継続

◇小・中学生から高校生、大人までつながる福祉教育の充実を図る

④地域住民が「ボランティア活動の意義や必要性」についての理解を深める機会をつくり、新たな担い手として、または活動従事者は活動継続のモチベーションを高め、地域づくりに関わる人材を育成します。

◇ボランティア勉強会の開催

◇介護予防リーダー養成講座の開催

◇地域の居場所ボランティア養成講座の開催

◇コミュニティサービスの先進地視察・研究

⑤地域でのボランティア活動の支援と調整

(2) 支援を必要とする人を支えるネットワークの構築

①「ふくし座談会」の開催により、地域住民の理解と協力を得ることで、複数区による地域福祉推進を目的としたネットワークづくりを進めていく

②地域住民により地域課題の具体的な対応策を検討する

(3) 地域に根ざした支援体制づくり

①0歳～100歳までの総合相談体制の整備

②企業による移動支援活動への調整

(4) 地域見守り体制の充実

①ふれあい・いきいきサロンなど、居場所づくりによる【集う見守り】体制の充実

②ふれあい・いきいきサロン」の開催促進と支援

◇地域で高齢者・障がい者・子育て中の親子が集う機会を設け、住民の交流の促進と孤立化を防ぐ

◇サロンの立ち上げ支援（目標：15か所）

◇サロン連絡会の開催

③住民の訪問活動による【出向く見守り】体制の充実

(5) 災害時に備えた要支援者対策

①避難行動要支援者に対する情報伝達

②避難行動要支援者台帳の活用検討

(新)③避難行動要支援者台帳を活用した災害時避難訓練への協力

(6) 区を単位とした地域福祉活動実施への支援

区を単位とした地域福祉活動実施への啓発活動と、担い手への情報提供を行う

## 2 思いやりと支え合いの仕組みづくり

(1) 人にやさしいまちづくり

① 高齢者・障がい者等の社会参加促進及び啓発活動

◇ふれあいセンターでの高齢者・障がい者等の作品展示コーナーの設置

② 三世代交流会の促進と支援

◇交流会を通じて、家族間や人と人とのつながりを形成する

③ 青少年健全育成の促進

◇ジュニア奉仕団活動への支援

◇青少年健全育成運動への協力

④ 「福祉映画のつどい」開催への支援

◇住民間の交流促進を目的に、地域のつながりの大切さを確認する機会とする

◇福祉活動の重要性、大切さを認識していただく機会にする

⑤ ふれあいセンターの利用促進

◇ふれあいセンターの管理運営（指定管理者制度）

◇月1回の「福祉映画を鑑賞する会」の開催（毎月第2日曜日）

◇ボランティア団体等への無料貸し出し

⑥ 「ふれあい会食会」の開催支援

◇孤立しがちな高齢者と地域の方々との交流を図る

⑦ 「ひとり暮らし高齢者交流会」の開催

◇自宅に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者を対象に、年1回開催し交流を図る

⑧ 「小牧市障がい者(児)スポーツ・レクリエーションのつどい」の開催

◇市内に居住もしくは市内の障がい者施設の対象者に参加いただき、スポーツやレクリエーションを通じて交流の機会を提供する

⑨ 「愛のペンダント」運動の実施

◇70歳を迎える高齢者に名前と電話番号を記した「愛のペンダント」を贈り、長寿・健康を祝うとともに今後の活躍をお願いする

⑩「社協だより」の発行（年4回発行・全戸配布）

◇福祉活動や福祉に関する情報の提供

⑪インターネット・ホームページ・ブログの活用で福祉情報を配信

◇誰もが気軽に参加できるよう随時情報を提供する

⑫ふくしの出前講座の実施

◇社協職員が地域に出向き、福祉に関することを市民にわかりやすく伝える

## （2）福祉教育活動の推進

①市内の学校で「福祉実践教室」の開催、総合的な学習の時間への協力

②中学生及び高校生福祉体験学習事業の実施と体験文集の作成

③中学生職場体験研修の受け入れ

④インターンシップ就業体験受け入れ

⑤大学生、社会福祉実習の受け入れ

⑥市職員をはじめ、小中学校教諭等の介護体験事業の受け入れ

## 3 ボランティア活動の振興

### （1）ボランティアの心を育み実践につなげる活動

①ボランティア養成講座の開講と開講支援

◇点訳ボランティア養成講座

◇音訳(朗読)ボランティア養成講座

◇手話ボランティア養成講座（昼・夜各1講座）

◇要約筆記ボランティア養成講座

◇障がい者ガイドボランティア養成講座

②ボランティア相談、情報提供、コーディネート（調整）、各種機材の貸し出しなど

③ボランティア情報コーナーの設置

④ボランティア登録

### （2）地域のボランティア活動の強化・育成・ネットワークづくり

①ボランティアセンター運営委員会の開催

②ボランティア連絡会(代表者会)の開催

③「地区ボランティア連絡会」（市内6地区）の組織強化と助成

- ④シルバー・婦人・ジュニア奉仕団の充実と活動支援
- ⑤ボランティアリーダースクールの開催
- ⑥「ココボラ」の活動推進
- ⑦ボランティア勉強会の開催
- ⑧ボランティアグループへの活動支援・助成
- ⑨ボランティア活動保険の加入促進
- ⑩東尾張ブロックボランティア集会への参加・協力
- ⑪東尾張ブロック災害救援連絡会議への参加・協力
- ⑫災害時におけるボランティア活動の支援体制の整備
- ⑬災害ボランティア支援センターの立ち上げ訓練

(3) 「福祉の心」「ボランティアの心」の普及・啓蒙活動

- ①ボランティア活動啓発用パネルの展示（ふれあいセンター内）
- ②ホームページ・ブログを利用したボランティア活動の情報配信
- ③ボランティア情報ファイルの設置によるグループ活動の紹介
- ④ボランティアグループ一覧表の作成
- ⑤「福祉展」の開催による、ボランティアグループの活動紹介と市内福祉施設の活動支援

## 4 在宅福祉サービス機能の充実拡大

### ◆各種福祉相談・介護予防・地域支え合い事業の充実と強化

(1) 「小牧地域包括支援センターふれあい」の運営・事業展開（市受託事業）

小牧市からの受託事業として、小牧中部、西部圏域を担当

①介護予防に関する事業

- ◇要介護認定調査結果が要支援1・2となった高齢者の介護予防支援
- ◇要支援認定ではない介護予防事業対象者となった高齢者への介護予防支援
- ◇介護予防を必要とする高齢者の把握（簡易版健康基本チェックリストの実施）
- ◇介護予防教室の開催と、地区での介護予防活動の支援
- ◇ふれあいサーキットトレーニングの実施（月1回）

②総合相談支援

- ◇高齢者の介護、健康、福祉、医療、生活等に関する相談とサービス等の調整

◇中部地区と西部地区の民生委員・児童委員との定期勉強会の実施

(新)◇地域への出張相談の実施

③権利擁護

◇高齢者虐待への対応、及び早期発見と防止の啓発

◇市内の介護サービス従事者を対象にした、高齢者虐待の防止と早期発見早期対応に関する啓発研修の実施

◇ふれあい・いきいきサロン等の高齢者の集まりでの消費者被害防止の啓発促進

④包括的・継続的マネジメント支援

◇ケアマネジャーの資質向上のための支援、及び研修会の開催

◇ケアマネジャー・医療関係者・地域活動に携わる方々が連携する仕組みの構築

(新)◇居宅介護支援事業所との定期的な事例検討会の開催

⑤地域ケア会議の開催

◇個別地域ケア会議の開催（民生委員や区長、保健連絡員等の区の関係者と介護サービス従事者を交えて行う高齢者支援会議の開催）

⑥認知症地域支援推進

◇認知症地域支援推進員の配置

◇認知症サポーター養成講座、及び認知症サポーターステップアップ講座の開催

◇認知症介護家族交流会の開催

◇認知症カフェ・和（なごみ）の開催支援（認知症サポーターとの協働による当事者支援の実施）

◇認知症の状態に応じて、「いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか」を示す“認知症ケアパス”の普及・啓発

◇認知症徘徊声かけ訓練の実施

◇小牧市認知症見守りネットワーク（徘徊者搜索連絡網）協力者の募集啓発のための、介護展やこまき市民まつりへの出展

◇認知症高齢者と自動車の運転、及び移動手段に関する検討会の開催

(新)⑦認知症初期集中支援チーム事業の構築支援

◇認知症初期集中支援チームへの職員の派遣

⑧その他

(新)◇わた史ノートの普及促進

◇医師とケアマネジャーの座談会等、医療と介護の連携に関する事業への協力

◇市内に5ヶ所ある地域包括支援センターとの協働・連携

(2) 介護保険サービス事業者振興事業（市受託事業）

- ①介護展の開催
- ②市民又は介護保険サービス事業者への情報の配信
- ③介護保険サービス事業者の連携強化

(3) 障がい者相談支援事業「ふれあい総合相談支援センター」の運営（市受託事業）

◎障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう「指定一般相談支援事業者」「指定特定相談支援事業者」「指定障害児相談事業者」として、主に以下①～⑤のことに取り組む

- ①障がい者（児）に関する相談の対応
- ②地域生活への移行に向けた支援（地域移行支援・地域定着支援）
- ③障害福祉サービス等の利用計画の作成（計画相談支援・障害児相談支援）
- ④住宅入居等支援（居住サポート）
- ⑤成年後見制度利用支援

(4) 小牧市障害者自立支援協議会の運営（市受託事業）

- ①小牧市障害者自立支援協議会の開催
- ②テーマ別等の連絡会の支援

◇就労支援連絡会、日中活動系連絡会、こども連絡会、相談支援事業所連絡会

- ③困難事例への対応に関する協議・調整
- ④地域の関係機関によるネットワーク構築支援
- ⑤地域社会資源の開発・改善

(新)⑥介護・福祉就職フェアの実施

(5) 相談事業の実施

- ①心配ごと相談

◇一般相談（毎週水曜日・金曜日 9：00～15：00）

◇法律相談（毎月第3金曜日 13：00～16：00）

- ②相談関連機関との合同研修会の開催

(6) 日常生活自立支援事業の実施（県社協受託事業）

精神障がい者・知的障がい者及び認知症高齢者等の日常生活を支援

- ①福祉サービスの利用援助
- ②日常的金銭管理
- ③書類等の預かりサービス
- ④日常生活自立支援事業・生活支援員養成講座の開催

◆介護保険事業・障害者総合支援法等のサービスの質向上と効率的運営

(1) 「居宅介護支援事業」（ケアマネジャー業務）の経営

- ①ケアプラン作成及び介護サービスの提供等の管理拡充
- ②介護予防ケアプラン作成及び介護サービス提供に係る管理等の受託事業
- ③総合事業ケアプラン作成及び介護サービス提供に係る管理等の受託事業
- ④訪問調査の受託事業（市受託事業）
- ⑤家族介護者教室の実施（レクリエーション、創作等の各種教室の開催）
- ⑥ケアマネジャーへの理解を深めるための講座等の開催
- ⑦居宅サービス計画ガイドライン研修会の開催

(2) 「居宅サービス事業」の経営

①訪問介護サービス事業（ホームヘルプ事業）

◇ふれあいヘルパーステーションの経営

- ・介護保険対象者へのサービス提供（身体介護・生活援助）
- ・介護予防対象者へのサービス提供（生活援助）
- ・総合事業対象者へのサービス提供（生活援助）
- ・身体障がい者・知的障がい者・心身障がい児・難病・精神障がい者及びひとり親家庭等へのサービス提供（身体介護・生活援助）

②通所介護サービス事業（デイサービス事業）

◇ふれあいデイサービスセンターの管理経営（指定管理者制度）

◇岩崎デイサービスセンターの管理経営（指定管理者制度）

- ・介護保険対象者へのサービス提供（体力向上・機能向上訓練・創作活動など）
- ・介護予防対象者へのサービス提供（体力向上・機能向上訓練・創作活動など）
- ・総合事業対象者へのサービス提供（体力向上・機能向上訓練・創作活動など）

- ・地域と密着した活動への取り組み（年6回程度）
- ③地域活動支援センター事業（障がい者デイサービス事業）
  - ◇ふれあい障がい者デイサービスセンターの管理経営（指定管理者制度）
    - ・機能訓練、創作活動、レクリエーション活動の実施
    - ・地域と密着した活動への取り組み（年6回程度）
- （3）介護支援専門員（ケアマネジャー）、ホームヘルパー及びデイサービス職員等の資質の向上
  - ◇福祉専門員としての資質向上のための研修の実施
  - ◇リスクマネジメント研修の実施
- （4）介護保険関連事業の責任体制の明確化及びサービス評価体制の確立に努める
  - ◇福祉サービス苦情解決体制の確立
    - ・第三者委員による苦情解決に向けた助言・指示体制の充実
    - ・苦情解決窓口体制の充実
  - ◇介護保険サービス情報公表制度による情報開示
  - ◇利用者等の個人情報の管理・徹底と人権に配慮した業務推進
- （5）各種事業への参画
  - ◇要介護認定審査会、障害者自立支援審査会等への審査員派遣
- （6）小牧市ふれあいの家管理運営（指定管理者制度）
  - ◇心身障害児通園施設「あさひ学園」の管理運営
    - ・障がいをお持ちの未就学児若しくは障がいの可能性のある未就学児の療育及び集団生活を支援するための親子通園施設
  - ◇障害者デイサービス施設「ひかり」の管理運営
    - ・障がいをお持ちの方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう創作活動や生産活動を通じて支援する
- （7）在宅福祉サービスの充実
  - ①在宅ねたきり高齢者等紙おむつ給付事業の実施（年3回）

②高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (市受託事業)

◇岩崎県営住宅シルバーハウジング

◇北外山県営住宅シルバーハウジング

(8) 車いすセンターの運営

①リフト付自動車の貸し出し

②車いす・電動ベッド等福祉機器の貸し出し

(9) 資金貸付事業の運営

◇低所得者世帯・障がい者世帯・高齢者世帯のほか、失業者世帯や失業による住居喪失者へ生活福祉資金・緊急小口資金・臨時特例つなぎ資金等の貸付事業

◇生活困窮者自立支援機関との連携により、世帯の自立に向けた支援を行う

(10) 市内保健福祉施設団体連絡会との連携

◇地域福祉の充実を目的に組織された連絡会と連携して、福祉活動の充実・活性化をめざす

## 5 法人の健全運営と組織の充実整備

(1) 事業経営理念の明確化

①社協職員の心構えである「元気・笑顔・感謝」を実践し、職員の共通認識・意識改革を図る。

②個人情報保護の徹底

③情報公開を積極的に進める

④地域に開かれた組織として、住民参加を図る

⑤役職員の資質向上のための研修実施

◇愛知県社会福祉協議会等で開催の外部研修に積極的に派遣する

◇職場内研修の充実を図る

⑥コンピューターシステム導入による事務機能の効率化・簡素化を促進する

◇財務システム・事務処理システムのネットワーク化の充実

(新)⑦人材育成体系と人事評価システムの構築をめざし、活気あふれる魅力的な職場環境づくりと、効率的・効果的な業務改善に取り組む

(2) 財政基盤の充実

①自主財源の確保

◇協力会員の拡充と会費増収を図る

◇慶弔返礼等寄付の啓発

◇共同募金事業の積極的推進

②「運営基金」「在宅福祉基金」「ボランティア活動振興基金」の充実

③「介護保険事業運営積立金」の充実

④ 財政資金の効率的な運用と経費節減に努める

(3) 遺贈財産（北外山地内）の整備に関する検討

①遺贈財産の整備計画の推進

②遺贈財産の管理

## 6 福祉・保健・医療等との連携推進

(1) 福祉・保健・医療等との連携を密にした事業の展開

◇介護予防の視点で福祉・保健・医療等との一層の連携・協働に努める

(2) 受託業務の効率的な運営

(3) 市長を囲む福祉関係者懇談会の開催

(4) 福祉団体への活動支援

(5) 善意銀行事業への協力



